

平成27年9月29日

学生各位

富山大学長

平成27年台風第18号等による被害に伴う授業料免除の措置について

台風第18号等で被害に遭われた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。
さて、このたびの台風による被害において、災害に遭われた世帯の学生で、授業料の納付が困難な学生に対し、罹災証明の被害状況に基づき平成27年度後期分授業料の免除を実施することとしましたので通知いたします。詳しくは、各地区の免除担当までご相談ください。

記

1 免除の措置

罹災証明の被害状況に応じて平成27年度後期分授業料を免除する。

2 免除の基準

罹災証明による被害状況に基づく（住宅が原則）

半壊以上の場合・・・全額免除

一部損壊の場合・・・半額免除

3 申請期限 平成27年10月9日（金）17：00必着

《本件担当》

〒930-8555 富山市五福3190番地

富山大学学務部学生支援課（五福キャンパス）

TEL：076-445-6087 FAX：076-445-6092

〒930-0194 富山市杉谷2630番地

富山大学医薬系学務課（杉谷キャンパス）

TEL：076-434-7130 FAX：076-434-4545

〒933-8588 高岡市二上町180番地

富山大学芸術文化学部総務課学務チーム（高岡キャンパス）

TEL：0766-25-9131 FAX：0766-25-9126